お客さま 各位

日本海信用金庫

当座勘定規定(一般用)の一部改定のお知らせ

当金庫をいつもご愛顧いただき、ありがとうございます。

当金庫は、2025年2月19日からの「ことら送金」取扱い開始に伴い、当座勘定規定 (一般用)を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改訂後の規定が適用されますのでご了承 ください。

記

- 1. 改定日
 - 2025年2月19日(水)
- 2. 改定する規定

当座勘定規定(一般用)

3. 改定内容

当座勘定規定(一般用) 新旧対照表(2025年2月19日改定)※

新	田
第10条(支払の範囲)	第10条 (支払の範囲)
(1)略	(1) 略
(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。	<u>(新設)</u>
(3)略	<u>(2)</u> 略

※改定後の規定は、改定日以降に「預金規定集」に掲載します。

4. 改定する理由

ことら送金の取扱いにより、平日夜間や土日祝日等においても、個人のお客さまの当座預金を含む預金口座への入金が可能となることから、手形・小切手の決済資金への充当時限を明確にするため